

論文

共生社会創造のための学校通信教育の研究

松本 幸広¹・平出 彦仁²

Research of Distance Learning for KYOSEI Society Creation

MATSUMOTO Yukihiko¹・HIRAIDE Hikohito²

This article investigates the system, history, and accomplishments of distance learning education. In so doing, it examines the current conditions of the education that becomes the driving force for creating the future society.

Distance learning on school education has developed over time after World War II since the 1970s and brought some results at the high school and university levels. However, the roles and positions have changed along with the trend of the times.

From the post-war reconstruction era, “education” was considered as a key challenge, and the aim was to expand educational opportunities for as many people as possible. As a result, currently compulsory education is received by almost everyone. And the high school promotion rate is about 98%, and the promotion rate to post-secondary education is about 50%, which is viewed as the so-called universalization stage. Naturally, the meaning of education is complex, and it is not that the higher the educational backgrounds, the more successful the person is. In this situation, what to learn and how to learn in order to creatively build a future society have become important.

As the society has changed for 70 years since the end of World War II, distance learning on school education has played a major role. It has evolved in a way that corresponds to a change in universities and high schools. In addition to providing educational opportunities to more people, distance learning has played a function to correspond to the needs of the learning society in which people continue to learn for their life time.

On the other hand, truancy and bullying, along with withdrawal from society as a social problem, have occurred as educational challenges. With regard to these challenges, although the regular school courses, such as full-time and part-time, could not respond to them, distance learning on school education was able to bring some results using some unique approaches.

KYOSEI society must be a society that can include diversity. Its creation is not something that can be done by reforming the system through politics, but something that can only be achieved by a change in the people that make up the society. That change is brought about by the force of education. It is not just education for children, but also learning by all the people who make up the society that is necessary for the change. Distance learning on school education will play a big role in this endeavor.

キーワード：通信教育、共生社会

Keywords : Distance Learning, KYOSEI Society

¹ 星槎グループ

² 星槎大学共生科学部

はじめに

学校通信教育は、大学と高校において広く実施されている。また、通学制、全日制・定時制に比して、通信教育はどこでもいつでも学べるという優位性があるのだが、一般的に低く見られることが多い。

いわば、本当の教育は通学して対面で行うものであり、対面しない教育は本当の教育ではないという風潮である。これはあくまで「風潮」であり、具体的調査に基づくデータがあるわけではないのだが、通学対面方式がメインストリームで通信教育はあくまでサブという印象がある。制度上は、高校であっても大学であっても同じ卒業資格であり学位であるのだが同等とは思われていない。おそらく学校通信教育では、いわゆる入学試験を課さないことがほとんどであり、学校の序列を示す偏差値尺度が該当しない。選ばれた人が学ぶのではなく、誰でも学べるということは誰でも入学できるということのため、その質は低いと思われているのかもしれない。

その一方で、高校通信教育は中学校卒業後おおよそ2万人が進学し、彼らが卒業するときには約5万人となるという現況を呈し、大学通信教育においては全大学生のおおよそ8%を占有するものとなっている（いずれも H25 年学校基本調査による）。この数値からして、単に通信教育はサブシステムであり研究の対象となりえないのではないかということは否定されなければならない。実際、現時点で日本通信教育学会は会員数が100名に満たない小集団であるが、この分野で学修している学習者の人数比を考えると、これから学校通信教育に関する研究を進める必要がある。

また、インターネットの普及に伴い「知のボーダレス化」は進み、世界中のどこに居住していても同じ授業を受講することができるようになってきている。これを受け、世界的に高等教育においてはMOOC（Massive Open Online Courses）の動きは進展し、日本においてもJMOOC（日本オープンオンライン教育推進協議会）がスタートしている。

つまり、現在は通信教育に関して通信技術の発展や、不登校等の教育課題に何らかの解決を見出すために大いに社会的関心が集まっているにもかかわらず、それに対して現場の実践を踏まえて研究対象として取り上げる事例が少ないのである。

この現状を受け、本稿では、学校通信教育がいま求められている共生社会創造のためにどのような役割を果たすことができるのか、学校通信教育の歴史と成果を検討して論じる。

なお、本稿は松本の星槎大学大学院教育学研究科修士論文をもとに再構成したものである。

1. 学校通信教育の歴史

江戸時代の終わり、おおよそ150年前、開国とともにそれまでの大陸からの文明に加えて、西洋文明がそれまでの東洋的価値観を否定する勢いで流入してきた。日本的価値観を維持しつつ西洋化を図って独立を保っていた日本も、ついに70年前、太平洋戦争の敗戦を受け全面的に西洋文明、特にアメリカ的価値観の配下に置かれることとなった。

この、敗戦後 70 年の歴史がまさに日本における学校通信教育の歴史である。日本国憲法第二十六条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく、教育を受ける権利を有する」のもと、旧教育基本法第三条「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」と教育の機会均等が謳われたことによって学校教育の機会をすべての国民に提供できる仕組みが必要となったのである。昭和 22 年は、高校進学率が 40%、大学進学率が 10% 程度の頃である。敗戦直後のこの時期、まずは日々の生活を成り立たせるのが第一であるのは想像に難くない。その中で、教育の機会均等の実現を図るための方法として旧学校教育法四十五条及び七十条、附則第一百五十五条に通信教育が記載されたのは、全国に居住する人々に短期間で現実的に対応するためにはこれしか方法がないという理由からであろう。

この流れを踏まえて、以下のように通信教育に関する制度整備が進んだ。

昭和 22 年	学校教育法に通信教育について定められる
昭和 23 年	高等学校設置基準が制定される。一部教科における通信教育が始まる。
昭和 25 年	文部省認可を受け大学通信教育が始まる（慶應義塾、法政、中央、日大、日本女子、玉川）
昭和 31 年	大学設置基準が制定される
昭和 36 年	学校教育法改正で高等学校の全日制・定時制・通信制が明確になるとともに技能教育に関わる条文が追加される（定時・通信は修業年限 4 年） 高等学校通信教育規程が制定される
昭和 37 年	技能教育施設の指定等に関する規則が制定される
昭和 49 年	大学院設置基準が制定される
昭和 56 年	大学通信教育設置基準が制定される
昭和 60 年	放送大学開学
昭和 63 年	学校教育法改正 通信制高校の修業年限が 3 年以上に改定される
平成 10 年	大学院設置基準改正（通信制大学院修士課程が加わる）
平成 15 年	大学院設置基準改正（通信制大学院博士課程が加わる）

まずは学校教育法に基づく通信教育を部分的に開始して、その後高校でも大学でも通信教育規定や設置基準が定められるという流れである。

敗戦後、生活物資はじめ社会基盤が不足している中、学校通信教育制度はおおよそ 70 年をかけて構築され定着してきた。

戦後復興期には経済状況の右肩上がりの上昇機運に押され、学歴社会が進むこととなった。高校進学率や大学進学率は上昇し、その成果としての就職率などは平成 2（1990）年のバブル経済崩壊までは堅調に見えたが、一方で高校大学とも進学先の入試学力レベルでその後の収入を基調とする人生が決まってしまうような幻想が社会を支配し、少しでも「いい学校」へ、少しでも「給与がいい会社」へという価値観が社会を覆っていった。

その中で学校教育の現場では、校内暴力、いじめ、不登校など明らかに社会のひずみから

発生したと考えられる教育問題が顕在化していった。戦後 70 年間、地球規模での社会情勢、経済情勢の変化が直接的に毎日の生活に影響を与える社会となる。一方で、教育課題の中で解決したものはごくわずかで、あらたに「引きこもり」の問題などが加わっていったのが、我々の置かれている現状である。

このような社会背景の中、学校通信教育は教育の機会均等の役割から社会情勢に応じた課題の解決の方法として機能を発揮してきた。社会全体はいつの時代も世界的にも何らかのコンフリクトを抱えている。また、その結果、現在でも多くの地域で血を流す紛争が起きている。その一方で共生社会とそこに向かう道のりの重要性は世界的にも共有できつつある。そのために教育がどのような役割を果たすことができるかということが、いま重要なのである。

世界はここ 100 年で大きく変わった。この変化の大きい時代を次代に引き継ぎ、より豊かな時代に変えていくには教育が重要であり学びが重要である。そして、大人が社会生活を営みながら学んでいくには現在の枠組みでは通信教育しか選択肢がない。また、こども達が学ぶ中で多様性を確保できるのは現在の枠組みでいくとやはり通信教育が大きな役割を果たす。

社会を変えていくための原動力としての学校通信教育が今後大きな力を発揮するに違いないと、戦後日本社会は語っているのである。

2. 学校通信教育の制度

1) 大学通信教育

大学通信教育は、昭和 22 (1947) 年学校教育法に「第七十条 大学は、通信による教育を行うことができる。(現 84 条)」として位置付けられた。

これを受け昭和 25 (1950) 年に文部省認可を受け大学通信教育が慶應義塾大学、法政大学、中央大学、日本大学、日本女子大学、玉川大学で始まった。これら通信教育はあくまで通学制学部の内容を通信教育で行うものであって、通学制学部の附属機能として行ったものである。この後、昭和 56 年大学通信教育設置基準制定により通信教育のみを行う学部の設置が可能となった。

大学通信教育設置基準では、通信教育に特有な配慮を目指す部分のみ成文化して、それ以外は大学設置基準に準ずる構成になっている。つまり通信教育ゆえに授業の方法が異なるということなのである。そのほかは通学課程を持っている大学であれば、大学の基本構造はそのままで通信教育を開設することができるような制度設計になっている。

以下の通信教育設置基準条文にそれは明らかに反映されている。

「昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合においては当該学部が行う通信教育に係る収容定員四千人につき四人の専任教員を増加するものとする」(9 条 2)

「昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合にあつては、大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものと

する」(10条3)

この条文通り、専任教員数、校地校舎という大学運営にとって経営的に重要な要素が、通学制大学が大学通信教育を行う場合には一定条件を満たせば、専任教員は学生1,000人につき1名、校地校舎は増やすことなく通信教育を開設できることになるわけである。

この一定条件とは「通信教育を併せ行なう」とことと「通信制課程の面接授業と通学制課程の授業に支障をきたさない」という2点である。以下この事項を検討してみる。

まず「併せ行なう」という点についての課題をあげる。大学通信教育の普及という点では通学制大学が比較的低いハードルで取り組めるという点で有効な制度設計であったが、「併せ行なう」とは文部科学省大学設置室見解では同一の「教育課程」で教育を行うということになる。同一の教育課程であるということはカリキュラムポリシーが同じということになり、カリキュラムポリシーが同一ということはアドミッションポリシーとディプロマポリシーも同じということになってしまう。しかしながら、現時点では通学制大学と通信制大学では入学志願者の社会的立場や大学教育に求めるものも異なり、制度設計そのものが合わなくなっている。これが課題の一点目である。

次に、「通信制課程の面接授業と通学制課程の授業に支障をきたさない」という点である。もともと通信制大学における面接授業は、通学制課程の夏休み等長期休業中に校舎がそのまま利用できる時期に実施してきた。しかし、通信制独立校の存在は夏休みに関わらず面接授業を実施できることを常態化するとともに、通信技術の進展は大学キャンパスを使わない面接授業（厳密には高度にメディアを利用した授業）を可能にした。その結果、通信制独立校にとっての大学キャンパスはその基準上必要面積が疑問視されることとなった。実際、構造改革特区でインターネットを利用して授業を行う大学として設置されたものは、校地校舎面積は大幅緩和されたものの、そのキャンパスにて集まって面接授業を行うことは制度上できないという奇妙な状況が生まれている。

歴史的流れから、現在上記2点は制度的課題として存在している。

2) 高校通信教育

高校通信教育は昭和22(1947)年学校教育法に「第四十五条 高等学校は、通信による教育を行うことができる。(現54条)」として位置付けられた。早速、翌昭和23(1948)年、文部省が「中等程度通信教育実施要領に関する件」を次官通達、これを受け第一回高校通信教育が実施された。また、通信教育の実施にあたっては文部省より「中等学校通信教育指導要領(試案)」が示された。当初実施科目は国語甲(9単位)のみであった。この後、昭和25(1950)年に「中等学校通信教育指導要領(試案)補遺」が示されることとなるが、現在のように通信教育のみで卒業資格を得るようにはなっていなかった。その理由は以下に示す中等学校通信教育指導要領(試案)補遺に明確に記されている。

一 実施できる科目

通信教育はその性質からして、実施できる科目におのずから次のような本質的な制約を受ける。

1、教育目標達成上から見た実施科目の受ける制約

通信教育も中学校、高等学校の教育である限り、学校に通学する者と同等の教育内容によって、共通の教育目標が達成されなければならない。中学校、高等学校のおもな教育目標は三つあるとされている。そのうち有能な社会の形成者を養うという目標は通信教育だけによっては達成されないことは明らかであり、個人の資質を最大限に伸長する目標や職業的能力を養う目標についても通信教育だけでは達せられない面もある。また、あらゆる科目の学習活動は、生徒の理解と技能と態度とをそれぞれの科目の立場において養うことを直接の目標としているが、通信教育ではこれらの目標の一部しか達せられないことは明らかである。すなわち、事実の学習を主とする科目は通信教育でやれるとしても、技能や態度が大きな重みを持つ科目、特に実験、実習をおもな内容とする科目は通信教育ではその目標を満足に達成することができない。(以下略)

以上の条件をクリアして高校卒業の単位に算入することが可能とされたものは28単位(卒業に必要な単位は当時85単位)であった。また、卒業に必要な単位の差分の57単位の取得は学校に通学しなければならなかった。

この通信教育における単位数は、逐次追加され、昭和28年には56単位まで通信教育で可能、翌29年には75単位まで、そして昭和30年には通信教育だけで卒業することが可能になった。そしてついに昭和36年学校教育法の改正で「高等学校には全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる」と明記され、高校教育は全日制・定時制・通信制という区分が明確になった。

加えて、昭和35年には「通信教育によって高等学校の教育を修了することができる教育課程を編成する場合は、その履修期間を最低4年、標準としては5年ないし6年とし、生徒が無理なく学習できるように編成する。」とされたが、昭和63年には通信制高校の修業年限は最低3年と改正された。

このように、高校通信教育に関しては制度面からは、全日制の一部という位置から、全日制・定時制と横並びの位置となっている。しかしながら、情報技術の進展と高校通信教育の目的と対象はこの70年の間大きく変化してきており、学習指導要領上の特例扱いのままでいいのかどうか(総則 第7款 通信制の課程における教育課程の特例)、高校教育全体の制度面からの見直しも必要である。

3) 技能教育制度

昭和36年、学校教育法改正で全日制・定時制・通信制が明確になり技能教育に関わる条文が追加されるとともに高等学校通信教育規程が制定された。

追加された条文は「高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる」というものである。

学校教育法第一条に定める学校（定時制・通信制高校）の生徒が、技能教育施設に通学することで高校の一部の教科の単位を修得することができるという企業内教育と高校教育の連携の仕組みである。

翌昭和 37 年「技能教育施設の指定等に関する規則」が制定され、日本の戦後復興の原動力となった工業系の企業が技能教育施設を開設していった。これら企業は、昭和 20 年代後半から全国より中学校卒業のこども達を採用してきたが、昭和 35 年には高校進学率は約 60% となり、優秀な生徒を社員として確保するためには社員教育の中に高校教育を入れこむ必要があったからだ。この仕組みを用いて、戦後の復興の中心となった工業系企業は、地方からの優秀な中学生を早期に確保していった。彼らはそれぞれ企業のいわゆる生え抜きとなって全国の事業所の中心メンバーとなっていった。

高度経済成長を経てこの後、高等学校進学者が 100% に迫り、昭和から平成にかけては大学進学率が就職率を超えることとなる。この状況下で企業内技能教育施設は縮小していき、全国に 100 校近くあった企業内技能教育施設は現在 4 校となった。

この間、技能教育の制度を、企業内校ではなく企業外に出して高校進学希望者と受け入れ高校の不均衡の問題、不登校の問題、発達障害等の問題、高等学校教育課程の問題、管理教育の問題など様々な教育課題に対応したのが、宮澤学園（現星槎学園）の取組であった。宮澤学園の設置は昭和 60（1985）年である。

今後は、「働きながら高等学校教育を受けている」という点からゆえの、職業に関する科目との技能連携の在り方が、キャリア教育の展開等によって新たな技能教育科目となっていくと予想される。現在高等学校の学科は、普通科、職業学科（専門高校）、総合学科に区分されており、職業学科は専門高校（農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉）とその他専門学科（理数、体育、音楽、美術、英語）に区分されている。また、総合学科は、普通教育を主とする学科である「普通科」、専門教育を主とする学科である「専門学科」に並ぶものとして、平成 6 年度から導入されたものである。

技能教育制度に基づく技能教育施設は、企業内校として戦後日本の復興に多大の貢献があった。そしてその役割は企業外校へと中心を移し、高校教育の新しい形を提言するなかで現在は高等専修学校との連携が中心となっている。

近年、高等学校教育の中では、全日制・定時制高等学校教育のほうが遠隔授業の実施を含め新たなチャレンジをしている。総合学科のチャレンジもそうであるし、定時制の枠を活用した 3 部制授業もそうである。一方、今後さらなる形の後期中等教育を創造する可能性があるのは技能教育制度であると考えている。理由は、全日・定時制高校より時間的融通がきく仕組みであり、かつ通学形態が通信制高校までではないが比較的自由だからである。

4) 中学校通信教育

中学校通信教育は、高等学校通信教育と同時に始まることとなった。

昭和 23 (1948) 年、文部省が出した中学校通信教育に関する通達は「中等程度通信教育実施要領に関する件」である。これらの対象は、「中等学校」であって、その後出された「中等学校通信教育指導要領 (試案)」でも同様に、新制中学校と新制高校を扱っている。そしてこの後、昭和 25 (1950) 年に「中等学校通信教育指導要領 (試案) 補遺」が示されることとなるわけであるが、これは学校教育法附則第二百五条 (現附則八条) に「中学校は、当分の間、尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。」とされているからであり、戦後憲法改正に伴う教育の機会均等による中学校教育の普及を実現するためである。戦前義務教育は 6 年間であり、戦後 9 年間になったゆえ狭間の世代のいわば救済策である。それゆえに、学校教育法の条文には中学校通信教育は「当分の間、尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に対して」という文言がある。

現在、この制度で中学校通信教育に取り組んでいる学校は 2 校存在する。東京都千代田区立神田一橋中学校には在籍者が 7 名ほどいるが (平成 26 年 12 月 26 日現在電話調査)、在籍生は学校教育法の附則に該当する者である。一方、大阪府立天王寺中学校は在籍者 18 名であるが、こちらはそのほとんどが刑務所に服役中の受刑者である。また、一部には何らかの事由で中学校を卒業できなかった者で九州から面接授業に参加されている者もいる。年齢もまちまちで厳密にいうと本来の趣旨としては法令の対象には該当しない人たちである。天王寺中学校の考え方は「法令上の尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者でその後中学校を修了しているか否かは書類では確認できない。そこで、学ぶ機会の保証という観点で何らかの事由で中学校を卒業していないと申し出る方にも学習できるようにしている」というものだ。ただし、通信教育を完了しても中学校卒業とはならない。そこで、中学校卒業資格が必要な高校進学については中学校卒業程度認定試験を活用することとしている (平成 26 年 12 月 26 日現在電話調査)。また、法令上は中学校通信教育規程第 9 条の「校長は、正規の受講資格はないが、相当の年齢に達し、相当の経験を有する者で、特定の教科を修学しようとする者あるときは、当該教科を受講するに足る学力があると認めた場合に限り、別科生として受講を許可することができる。」を入学資格としていと考えられる。

この 2 校は、通信教育を中学校通信教育規程、中等学校通信教育指導要領 (試案)、中等程度通信教育実施要領と中等学校通信教育指導要領 (試案) 補遺に基づいて実施している。高等学校の通信教育に関してはこの後に設置基準をはじめ規程整備が順次なされたが、中学校の通信教育に関しては昭和 25 年中等学校通信教育指導要領 (試案) 補遺以降、何も制度の変化がないためである。

ここに示した通り、中学校通信教育は昭和 25 年から制度的には変化がない。しかしながら、実行ベースでは大阪府立天王寺中学校のように、その中学校教育機関としての趣旨を生かした取り組みも細々と実行している。

今後中学校通信教育の制度は、学習対象者を変え現在の通信技術への対応を反映させれば現代的教育課題に対応できるものであると考える。

3. 学校通信教育の成果

大学通信教育においては、通信教育という、在職しながら学べるという特性を發揮できる機能を活かしていないのが現状である。確かに、通信制高校の卒業者が高校卒業者に占める5%という数値を超える、大学生の7%を通信制大学生が占めるということだけ見ると教育制度の効果があるようだが、本来大学教育は人口比で見る必要がある。18歳から64歳までの人口7500万人のうち20万人というのは0.27%でしかない。

学修者人口の点では一定の成果はあるといえるが、大学通信教育の内容が基本的には通学制課程の内容を併せ行っている以上限度がある。通学制課程と同じ教育課程で学ぶということは通学制課程が変化しなければ変化できないということになる。すでに学位を持っている学生が多い通信制大学においては単に職業に活かせる資格取得が学びの到達点になってしまう可能性が高い。未来を創っていくという本来の教育の意義からして通学制課程の後追いのようになってしまうのは、本来的機能を發揮するには十分でないことは明らかである。

そうはありながら、大学通信教育に関しては、今後さらに大きな期待と可能性がある。大学教育は社会を変えるためのエンジンであるとされている。現時点ではこの発露は通学制課程に向いているが、本来社会を変えていくためには社会を構成する成人が主力となるべきものである。今のこの国の社会環境では現職を離れて学ぶことは困難である場合が多い。それゆえに、本当に社会を改革していくためのエンジンに大学通信教育がなっていく可能性は大きいし、そうならなければならない。

高校通信教育の成果はどの時代にも大きい。現在の全日制・定時制高校での学習形態では学習できない生徒たちの学習の場として存在価値は極めて高い。通信制高校への1年次入学者2万人に比して卒業生5万人というのは驚くべき成果である。高等学校卒業生は約100万人（平成25年度間）であり、おおよそ5%が通信制高校卒業なのである。

高等学校教育においては、通信教育は今やなくてはならないものとなっている。高校通信教育の学習者人口からいって必要不可欠の仕組みである。不登校・中途退学者の場としても、柔軟な学習ができる場としても必要である。

一方、現在この国の若年者スポーツ選手は通信制高校に所属している（いた）ものが多いということはあまり取り上げられない。平成26（2014）年に行われたサッカーワールドカップブラジル大会の日本代表選手23人中通信制高校出身者は4名である。テニスの錦織圭も通信制高校卒業生である。海外遠征等が多い選手たちにも通信制高校は大いに可能性を發揮できる。

また、高校卒業資格を得るための場としての必要性に加えて、他の教育施設と連携することで教育内容に関しても大きな可能性を持っている。

大学通信教育や高校通信教育に関しては以上であるが、本来的機能を發揮すれば前期中等教育（中学校教育）でも十分教育機能を果たすことが可能であると考えられる。

制度面で検討した通り、元来高校通信教育は中等教育として発進したことも明らかなように、中学校通信教育もその範疇である。また、高等学校通信教育でも明らかなように通信

教育は時代の教育課題にこたえることが可能な枠組みを持っている。

現在、何らかの理由で中学校に通えない生徒に対して行っている施策は、平成 15（2003）年に通知された「不登校への対応の在り方について」にあるように、しっかり支援をして学校に登校させるというものである。また、教室で学習をしなくとも保健室等に登校できれば特別に登校したこととして扱おうというものである。民間施設への登校でもよいが、そこの学習は評価しないというものである。実際に不登校中学生が民間のフリースクールに通った場合出席日数はカウントされるが各教科の成績は評価が「1」と記載される。平成 17（2005）年に「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」が通知されたが、これもどうしたら出席にしてよいかと条件を示すばかりで、肝心の中学校教育の内容をどう学習させるかまでは至っていない。

憲法 26 条には教育の機会均等とともに学習権が保証されている（「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」）。不登校の小学生や中学生はこの権利を侵害されているのである。もちろん第 2 項には保護者にはこどもに教育を受けさせる義務があることを定めている。しかしこどもの義務教育を放棄している保護者はいなく、不登校状況にあることを本人ともども大いに困っているのである。

実際、現在中学校通信教育を行っている大阪府立天王寺中学校のように、受刑者のための学習を第一に考えた通信教育も実施されているのであるから、この状況を少しでも解決していくためにも通信制中学校の取り組みは今後必要であると考ええる。

4. 共生社会創造のための学校通信教育の役割と展望

ここまで学校通信教育について検討してきた。以下、その検討に基づき、これからの学校教育・学校通信教育の役割と展望を考察していく。

明治維新以降、日本は国家として生き残っていくために西洋近代文明を甘んじて受け入れるしか選択肢がなかった。諸国列強に対抗して生き残るためには産業も軍隊も必要であった。それを支えるためにも教育は重要な役割を果たした。まさに、社会をつくるために必要な人材を養成するための教育である。明治維新以降、列強諸国に追いつくかの勢いで国力を向上させてきた教育は、少し間違えると全国民を戦渦に巻き込み、また、それを肯定する力を持つことを示した。この反省から戦後教育は新しい時代を創るために民主的であることを旨とした。

その後、戦後復興期では教育の機会均等政策のもと、高校進学率、大学進学率を上げることを目的として制度設計がされてきた。そのメインストリームを支える脇役が通信教育でもあった。その成果として、高校進学率が 98% となり大学進学率は 50% を超えることとなった。一方で、小学生からの不登校問題、高校卒業後の引きこもりや大学卒業後の引きこもり数が増大する負の側面もあらわれた。

そして、今、近代文明社会は物質中心の文明から大きな転換点を迎えている。この問題点を一般社会が気づかないように薄めてしまった（ある意味解決していった）のが学校教育の

功罪でもあるし、この点を改善すべく役割を担っているのが学校教育とも言えよう。

社会を継続させていくための人財を養成する教育は当然必要である。また教育と学習が未来を創っていくという機能も同様に重要である。

それでは、よりよい未来を創っていくための教育とは何か。

社会の変化と、教育の変化は常に対流していき、その結果未来を創造していく（下図参照）。この循環が脈々と連続して起こっている。もし一旦理想とする社会にたどり着けば、教育の機能はその社会を維持するためのもので足りるのかもしれないが、人間は常にどの時代においてもより良く生きたいと考えていくのでゴールはない。また、良かれと考え行ってきたことが間違っていることも歴史は教えてくれるし、人間は完全でないのでこれを繰り返す。

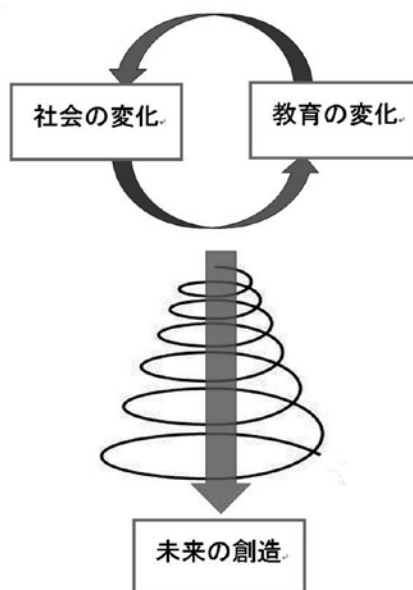
よりよい未来を創っていく教育とは、その時々で将来を見据え、最善の社会を創っていく事ができるような力量を子どもたちに身につけさせるものであると同時に、大人たちも絶えず自ら学んでいける学習環境を作る活動でなければならない。

昭和 47 (1972) 年のローマクラブ「成長の限界」は 40 年以上前に現代社会を見通していた。それは資源の枯渇という視点からみるという意味ではなく、物質文明から転換するために成長の質を捉える視点が重要という意味からである。この視点は、未来を創るための教育の役割をしっかり捉えている。

また、学習は教授者が中心ではなく学習者が中心にならないと身に付かないということも反転学習、アクティブラーニングなどが必要であると声高に言われるようにやっと認識が大きくなってきた。そして、この学習者中心の教育というのがまさに通信教育なのである。学習者は自らテキストで学び、スクーリングによって相互交流し、教員が支援者となって学習内容の議論を交わす。「仲間と協働で得られた知識、技術そして経験は、個別に行われる学習に比べてはるかに効果的（宮澤, 2014）:pp.97」だからである。通信教育においてスクーリングが必要である所以である。その上で課題はどうか。

学校通信教育では、「スクーリング」という言葉がよく用いられる。その意味するところは「面接授業」である。高校通信教育でも大学通信教育でも「スクーリング」はメディアを使った授業も含めて用いられる。自学自習でなく方法はどうであれ他者と交流して学ぶことを指している。また、「スクーリング」とは英語でいうと学校教育そのもののことを指す。

「スクーリング」は学校教育そのものであり、通信教育においては法的・制度的にも教育の有り様としても必須のものとして位置づけることができる。ただし、一律にすべての教育を学校に登校しての対面方式でなくてはならないとするゆえに、初等中等教育では大きな教



育課題である不登校の問題が起こる。

高等教育においては、一律に単位数に応じた対面授業時間を確保することが教育の質の担保であるという考え方が大学の教育内容の硬直化を産み、合わせて大学の序列化を固定化していく方向にあると考える。教育機関は工場ではなく、個々に異なる学生に対して社会を創っていく人財として育成する機関であるのかかわらず、似通った集団に似通った条件でインプットする傾向にある。これでは似通ったアウトプットになるのは自明のことであるのだ。

つまり中等教育においても高等教育においても現在の全日制・通学制課程のままでは、多様な可能性のある未来を創っていく事が成し得にくいのである。

これら課題を学校通信教育で解決できるのであろうか。学校通信教育においては毎日通学することを前提としないゆえに、生徒・学生は教員の目の届かない空間にいる時間が長い。それゆえに、生徒・学生を信用しなければならない。もちろんただ盲目的に信じればいわけではなく、学ぶ側の年齢や発達段階、社会経験によって相応の支援を準備しなくてはならない。毎日通学できる場も準備する必要があるかもしれない。その準備こそ通信教育にあたる学校の生命線であるが、いずれにせよ、学習者を信じるのが最も重要なのである。その結果、学習者は個々に応じた学習環境と学習内容のもとで、教員と仲間から支援を受けその能力に磨きをかけていくことができる。

このような教育活動を柔軟に展開できるのは通信教育しかないのがこの国の現状である。また、特に高校教育においては、戦後の歴史上この特性を遺憾なく発揮しかつては産業界において社会貢献にあたり、今は不登校等の教育課題に対応している。

本来、通信教育ではなくともこれらの機能を柔軟に発揮することが学校教育には必要なはずである。そしてそれができるようになった時に、学校通信教育の役割は終わるのかもしれない。そしてそれがあべき未来なのであろう。しかしながら、すべての者が向かうべき、人種や、言語や、文化が異なる他者と共に生きていくことができる共生社会という未来を構築する一員となることを目指した学習を実現するためにも、本来的な意味での生涯学習社会を構築するためにも、しばし学校通信教育の役割を抜きには考えられないのが現実である。

5. 個々が作る全体

学校通信教育の制度、歴史、成果から、学校通信教育の有効性と必要性を検討し、これからのあべき方向性を考察してきた。未来に向って、教育が社会を創り、社会が教育を創っていくループの中で、今後も通信教育の役割は大きい。

目指すべき共生社会は制度を整えれば到達できるものではない。社会を構成する個々の人間がそれぞれの立場で、あべき世界を理解していくことで現実のものとなっていく。個々の人間が学び、未来を創造することに主体的に関わりあってこそ社会全体が変わってくる。個々がなければ全体はあり得ないのであるから当然のことである。

また、個々が作る全体という構造で見ると、多様な人間がそれぞれの役割や機能を発揮するのが社会といえる。そして、それを構成する人間は限りある命の中で生きている。相似的

に考えると、社会全体を一人の人間として考えることもできる。人間を構成する細胞は、寿命は短くて24時間から長くて数年までであり、それぞれDNAは同じながら多種多様な役割や機能を果たしていく。人間社会も、その全体を1人の人間とみた場合、多様さとそれぞれの機能・役割の重要さが際立ってくる。福岡が述べるように（2007）一人の人間が動的平衡の中で個を保っているのと同様に、その個々の人間によって人間社会全体が保たれているともいえる。

言語を持ち、それを活用し未来を創っていく人間。このことからしても、教育の重要性は計り知れない。全体のバランスを取り共生社会を創造していくためには、個々の人間が多様な教育の機会を活かして自らを向上させていくことが不可欠である。その多様性を担保するためにも学校通信教育という仕組みは重要なのである。

これからも、世界を創っていくための多様な方法の中の強力な手段として、学校通信教育が果たすべき役割は大きい。

引用・参考文献

- 1) 中央教育審議会答申（2008）新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して
- 2) 学校法人国際学園（2003）星槎大学設置申請書
- 3) 国立教育政策研究所（2014）我が国の学校教育制度の歴史について
- 4) 国立社会保障・人口問題研究所（2012）日本の将来推計人口
- 5) 文部省（1947）学習指導要領（試案）
- 6) 文部省（1948）中等学校通信教育指導要領（試案）
- 7) 文部省（1948）中等程度通信教育実施要領
- 8) 文部省（1950）中等学校通信教育指導要領（試案）補遺
- 9) 文部省（文部科学省）（1960, 1970, 1978, 1989, 1999, 2009）高等学校学習指導要領
- 10) 文部省（1988, 1992）我が国の文教施策
- 11) 文部科学省（2000～2014）学校基本調査. 平成12年度～平成26年度 政府統計の総合窓口（e-Stat）より
- 12) 文部科学省（2008）小学校学習指導要領
- 13) 文部科学省（2008）中学校学習指導要領
- 14) 文部科学省（2012）大学通信教育基礎資料集 大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議 第1回会議配布資料
- 15) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課（2014）平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について
- 16) 文部科学省（2014）高等学校教育の現状 文部科学省HP（2014年10月31日閲覧 DL）http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/09/27/1299178_01.pdf

- 17) 文部事務次官通達（1981）大学通信教育設置基準の制定等について
- 18) 宮澤保夫（2014）共生に向けての共感理解教育の導入, 共生科学第5号, 95-110
- 19) 内閣府（2014）平成26年版 子ども・若者白書
- 20) 内閣府（2007）国民生活白書 2007年度版
- 21) 日本共生科学会（2008）設立趣意書
- 22) 大脇泰弘（1994）戦後高校教育の歴史－1945年～1990年－, 教育学論集第23号, pp.43-65
- 23) 総務省（1997～2014）情報通信白書
- 24) 東京都総務局統計部人口統計課（2014）「東京都の人口（推計）」の概要（平成26年1月1日現在）<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2014/01/60o1u100.htm>（2014年11月20日閲覧）
- 25) UNESCO（1996）“LEARNING : THE TREASURE WITHIN”
- 26) 福岡伸一（2007）生物と無生物との間, 講談社